

古代の社殿作りと神宝奉献の意義

——奈良時代末期から平安時代前期を射程として——

加瀬直弥

はじめに

伊勢大神宮が良く知られた例だが、古代から神社を修造するに当たっては、新しい神宝が神祇に奉られてきた。古代の神宝については、天皇との密接な関連性のもとに奉献された点や、その品目がおおむね不変であったこと等を、以前指摘したところである⁽¹⁾。

本稿ではこれを踏まえて、神宝の奉献、さらには神社を修造する意義などについて、さらなる追求を図りたい。具体的には、社殿作りと神宝奉献との関係を解き、その上で、これらの営みに対する朝廷の基本的認識を明らかにする。

一、春日祭祀詞から見る神社修造と神宝の意義

(い) 春日祭における祝詞と祭料との関係

神宝の類と社殿作りとの関係を解く鍵となるのは、次に一部を示す『延喜式』祝詞所載の春日祭祀詞⁽²⁾であると考えられる。この祝詞の表現については以前の研究でも簡単に触れたが、本稿ではより詳しく分析する。

天皇^我大命^尔坐^世、恐^駭鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比売神、四柱^能皇神等^能広前^仁白^久、大神等^能乞賜^能比^尔、春日^能三笠山^能下津石根^尔宮柱^尔広知立、高天原^尔千木高知^与、天^乃御蔭日^乃御蔭^止定奉^与、貢^流神宝者、御鏡、御横刀、御弓、御梓、御馬^尔備奉^理、御服^波明多閉、照多閉、和多閉、荒多閉^尔仕奉^与、四方国^能献^留御調^能荷前取^与並^与、青海原^乃物者

以上の通り、祝詞にある神宝と関連づけられるような品の直接的な記述はない。

春日祭に当たっては、天皇の内意を反映して、内蔵寮からも幣帛が拠出される。『延喜式』四時祭に記載が見られないのであれば、『延喜式』内蔵寮の、祭神のための幣帛に関する条文に、神宝が存在するとも推測できる。そこで、念のため確認すると、予備の幣帛である儲の幣も含めて、神宝とみなせる品は存在しない。⁽⁴⁾

春日祭

五色薄繩各二丈四尺、安芸木綿大八斤、糸四絢、曝布四端、麻小八斤、裏料商布二段一丈七尺、葉薦一枚、

付木四枝、明櫃二合、^{加蓋形、枳、已上官物、}

使儲幣、五色帛各一丈五尺、安芸木綿大一斤、麻小一斤、紙卅張、付木二枝、巾料洗布一丈三尺、^{已上}

『延喜式』からは、春日祭のたびに神宝が調製・奉獻されない可能性が了解できた。しかし、神宝を記載しないという、暗黙の決まりごとがあったとも考えられないわけではない。そこで今度は、ほかの祭祀と比較する。『延喜式』祝詞の、広瀬大忌祭・龍田風神祭の祝詞はそれぞれ、神宝と銘打っていないものの、楯や戈といった武器を奉る旨を表している。以下が該当する部分である。

(広瀬大忌祭)

奉^流宇豆^能幣帛者、御服、明妙、照妙、和妙、荒妙、五色物、楯、戈、御馬、御酒者^能閉高知、^能臈^能腹満^能双^豆、和稻、荒稻^尔、山^尔住物者毛^能和支物、毛^能荒支物、大野^能原^尔生物者甘菜、辛菜、青海原^尔住物者^能鱒^能廣^支物、^能鱒^能狭^支物、奥津藻葉、辺津藻葉^尔至^豆置足^豆奉^登久、
(龍田風神祭)

奉宇豆^乃幣帛者、比古神^尔御服、明妙、照妙、和妙、荒妙、五色物、楯、戈、御馬^尔、御鞍具^豆、品^品幣帛^能獻、

春日祭と同様に、祝詞と『延喜式』四時祭との対応関係を見ると、同式大忌祭条には、楯一枚が料物として明記されている。また、戈については、大忌・風神両祭とも料物の鉄で作っていたと想定することができる。⁽⁵⁾ 風神祭の楯は不明といわざるを得ないが、春日祭祝詞において神宝とされ、毎年奉られないと想定される品であっても、別の祭祀では、毎年奉られると定まっていた事実は揺るがない。⁽⁶⁾

(ろ) 春日社に対する神宝奉獻の実例

それでは、再度春日社に対象を絞り、少し別の角度からも考える。実際に春日社への神宝奉獻がなされた事例として、『文徳実録』の嘉祥三年(八五〇)の記事を取り上げたい。⁽⁷⁾

亦遣^二參議藤原朝臣助向春日大神社、策命曰、天皇^我詔旨^止、大神^乃廣前^尔申賜^止倍^申久、皇大神^乃厚護^尔依^之天、天日嗣^乃高御座^尔、平久即賜^止奈^所念^行須、因^レ茲^天、先^尔禱申賜^比御冠^止為^天奈、建御賀豆智命、伊波比主命二柱^乃大神^乎正一位^尔、天兒屋根命^波從一位^尔、比売神^乎正四位^上、上奉^利崇奉^留狀^乎、神財^乎令^二捧持^一天奉出^須、此狀^乎聞食^天、益益^尔天皇朝廷^乎堅磐^尔常磐^尔幸^倍奉賜^比、天下平安^尔護賜^比助賜^止、恐^見恐^毛見^毛申賜^止倍^申、

同書にひかれた前の策命には、文徳天皇の即位を春日社の神の厚き護りのためとして、朝廷守護、天下泰平の目的で神階を奉授するにあたり、「神財を捧持せしめて奉り出した」とある。直接的には、この場合の「神財」、すなわち神宝は、いわば神階の添え物のような扱いだが、春日社が天皇の母系に連なる藤原氏の氏神をまつており、何よりこの時、建御賀豆智命・伊波比主命の両神に奉られた神階は極位正一位である。神宝を特別な奉獻品と位置づける、朝廷の認識が窺えよう。

もつとも、嘉祥三年に奉獻された神宝が、春日祭祝詞の神宝と関連するとは考え難い。策命に「天つ日嗣の高御座には平らけく即き賜ふ」とあるように、あくまで神宝奉獻の契機は、文徳天皇の即位に求められる。また、春日社の奉獻と前後して、具体的な願意は明確にしがたいが、山城

賀茂社、摂津住吉社、紀伊国日前・国懸⁽⁹⁾両社に対して、相次いで神宝の奉獻がなされている。この点からも、嘉祥三年の事例は、あくまで天皇即位を契機とした臨時の対応と位置づけられる。

春日社に対する神宝奉獻については、六国史にこれ以外の記事がない。そもそも、春日祭祝詞は恒例祭祀の祝詞であり、専ら朝廷の限定的な事情による神宝奉獻は、そこには反映されないであろう。

(は) 春日社の神宝奉獻の契機

以上のように、春日社における神宝については不明な点が少なくない。それでは、春日祭祝詞の神宝に対する言及は、現実ではなく、「気持ち」を表現しただけの、単なる美辞麗句なのだろうか。その問題を明確にすべく、改めて春日祭祝詞の神宝の部分の前後の文脈に注目し読み下すと、大神等の乞ひ賜ひのまにまに、春日の三笠山の下つ石根に宮柱広知り立て、高天原に千木高知りて、天の御蔭・日の御蔭と定め奉りて、貢る神宝は御鏡・御横刀・御弓・御杵・御馬に備へ奉り、御服は明たへ、照たへ、和たへ、荒たへに仕へ奉りて、

以上の通りである。神宝に先立つ部分では、神意により、地面の岩に太い柱を立て、屋根の千木を高くしたことが述

べられている。これは、社殿を作った点について触れている箇所である。その上で、先述した神宝が列挙されている。馬はさておいて、この後は、「御服は明たへ、照たへ、和たへ、荒たへに仕へ奉りて」とある。かなり抽象的だが、祝詞独特のいい回しと解釈すれば、これは、『延喜式』四時祭に挙げられていた布類と対応すると考えられる。

この区別は祭祀の段取りからも理解できるところである。貞観年間（八五九〜七七）成立とされる『儀式』がそれを示している。⁽¹⁰⁾

祭日平旦、神祇官人率^三物忌童女^一、掃^三除神殿内^一、神部等装^三飾^一神殿、以^二神宝^一立^三殿頭及垣辺^一、所司供張如^レ常、

引用した部分は、神殿の掃除や装飾に続いて、神宝を社殿の前や垣の近辺に立てるよう定められている。ところがこの箇所は祭祀を行う前の動きに関する部分であり、祭祀の核心、すなわち、大臣以下が着座し、幣帛・神饌が神前で奉獻する規定が存在するのは、この後である。神宝に対する扱いは、祝詞でも『延喜式』四時祭でも登場する布や食品とは、全く別だと理解できる。

これを踏まえ、改めて春日祭祝詞を確認すると、神宝を布や神饌と同種の品として読み取るよりも、神宝について触れられた「たてまつる神宝は」より前の表現に関心を向

ける必要性を指摘できる。先にも述べたように、当該部分は社殿の建築について触れた箇所である。つまり、社殿と神宝が、一定の共通性のもとに祝詞に列挙されており、実態としても、両者の間には関連性があるものと想定できる。となると、伊勢大神宮に限らず、春日社においても社殿作りと神宝奉獻が対になる可能性を導き出すことができる。実際、神宝奉獻は、伊勢大神宮ばかりではなく、神社一般においても社殿作りと密接にかかわっている、という点が次の史料から確かめられる。

天皇^我詔^度、掛畏^殿石清水^尔坐八幡大菩薩^乃広前^尔申給^止申^入、新宮構造^波天^波楯、梓及種々神財可^二奉出^一、而神財^波且奉出^止已^利畢^太、楯、梓并御鞍等^毛念^留利^介、此^乎今造飾^天、礼代大幣帛^乎令^二捧持^一天、使木工権助從五位下和氣朝臣^天彝範差^天奉出給^布、

右は貞観七年（八六五）の、石清水宮に対する神財奉獻を示す六国史の記事である。ここの告文の前半にある、「新宮構へ造りては、楯、梓及び種々神財奉り出だすべし」という部分は、社殿作りと神宝奉獻とを一体として見る、朝廷の基本的な考えを表している。しかも、それが一般論であるとした上で、石清水宮にも神財を奉ったのだ、と明確に述べているのである。

石清水宮の社殿修造の実態については、六国史からはこ

れ以上明確には把握できない。ただ、同宮の創建について触れる『石清水八幡宮護国寺略縁起』は、貞観元年（八五九）の創建時、勅使が社地を実検点定し、その上で宣旨により、木工寮が御殿六宇の材木支度等を勘申し、木工権允橘良基が社殿を作ったとして⁽¹²⁾いる。詳細な部分まで実態と符合しているかどうかは断定しがたいが、同縁起は、朝廷が直接修造にかかわった状況を示唆している。実際のところ、朝廷が実質的に神社を修造することは原則ではない⁽¹³⁾。それをあえてなしたとなると、朝廷が同宮に対し特別な意識を有していた一つの証左となる。

この縁起を踏まえて、改めて先の貞観七年の石清水宮への告文に注意すると、社殿作りに連なる神宝奉獻もまた、特別な営為であると、朝廷において受け止められていたと分かる。

最後に春日祭の話題に戻して、ひとまずのしめくりをしたい。注目すべきは、わざわざ朝廷が実質的に携わる決まりがなく、他方で毎年の祭祀でなされるでもない社殿作りの描写が、春日祭祝詞に盛り込まれている点である。これは、社殿作りが、何より春日祭という祭祀において、願意を神祇に受け入れてもらうための、特別な奉仕であった事実を物語っているにほかならない。そして、神宝を奉獻するという営みについても、一般的にはさまざまな契機が

考えられるが、こと春日祭祝詞における神宝は、社殿作りと対をなす格別な奉獻により、神社に備えられ、祭祀のたびに、その場にならべられた品と指摘できる⁽¹⁴⁾。

なお、春日社の社殿作りや神宝奉獻の契機を明確にすることは困難だが、祝詞に盛り込まれた事情を考慮する限り、春日祭開始に伴う時期、具体的には、祭祀に用いられる琴が作られた神護景雲二年（七六八）ごろであろう⁽¹⁵⁾。

二、平野祭祝詞から見る社殿作りと神宝奉獻

(い) 平野祭の祝詞からみる祭祀の実態

春日祭のような事例は、『延喜式祝詞』に記載されたほかの神社のまつりにおいても同様であろうか。そこで、春日社と同様、天皇の母系氏神をまつる平野祭について取り上げたい。

『延喜式』祝詞に載る平野祭の祝詞は、社でまつられる今木神に対する平野祭祝詞と、久度・古開の諸神への久度古開祝詞との二本立てとなっている。だが、それらはほぼ同内容であるばかりか、春日祭祝詞とも類似し、祝詞を見る限り、祭祀において用いられる品などについても、春日祭とほぼ同様の構成をとっている。したがって、二種ある祝詞の相違にまでは、本稿では関心を払う必要はないと考

える。

それでは、具体的に祝詞の内容を確認してみたい。平野祭・久度古開の祝詞はいずれも、それぞれの冒頭部分で、神意により社殿を作り、その後、弓をはじめとめする神宝を引き並べる状況を示している。大きな流れは春日祭祝詞と変わらない。

ただし、社殿修造と神財の話題の間には、春日祭祝詞にない表現がある。双方の祝詞とも、選定された神主の存在を述べた直後に、「たてまつる神財は御弓・御太刀・御鏡・鈴・衣笠・御馬を引き並べて」と続けている。神主の名を名乗る祝詞の表現自体は、春日祭祝詞も冒頭にあるなど、平野祭特有のものではない。ただ春日祭祝詞と違い平野祭の祝詞は、今木神にせよ久度・古開両神にせよ、それぞれの神主が神宝を奉るという文脈で述べられている。そうである以上、神宝も春秋二回の平野祭の都度、新たに調製して奉っているように解釈できる。

(平野祭祝詞)

皇太御神^乃乞^志給^能麻^尔麻^尔、此所^能底^津石根^尔宮柱広敷立、
高天^乃原^乃千木高知^与、天^能御蔭日^能御蔭^登定奉^与、神主^尔
神祇某官位姓名定^与進^流神財^波御弓、御太刀、御鏡、鈴、
衣笠、御馬^平引並^与、

(久度古開祝詞)

皇御神^能乞^比給^万比^尔任^尔、此所^能底^津石根^尔宮柱広敷立、高
天^能原^七千木高知^与、天^能御蔭日^能御蔭^止定奉^与、神主^尔其
官位姓名定^与進^流神財^波御弓、御太刀、御鏡、鈴、衣笠、
御馬^平引並^与、

だが、平野祭の祝詞の表現は、両者とも奉献の明確な時間
が示されているわけではないので、過去に神社に奉献した神宝を祭祀の場で並べているようにも読める。『儀式』の「平野祭」の箇所も、春日祭のように事前に神宝を準備する旨の記述もなく、しかも、祭祀の時に奉献するようにもなっていない。そこで、改めて平野祭祝詞を勘案すると、やはり春日祭と同様の神宝の取り扱いだった可能性が想起される。

そうなると、『延喜式』四時祭の内容が興味を引くが、
料物がない点は、やはり春日祭と通ずる。¹⁶⁾

五色帛三丈二尺、絹三丈二尺、倭文一丈六尺、糸四綯、
綿四屯、木綿、麻各十六斤、裹^レ幣料布三丈二尺、
^巳上米四斗、糯米四斗、大小豆各一斗、油一斗三升、
^幣料、鯁、堅魚、海藻各廿四斤、腊四斗、塩一斗六升、
^雜用、鯁、堅魚、海藻各廿四斤、腊四斗、^備酒、瓮、塙各十六口、
折櫃十六合、壺、酒杯各廿四口、^台、酒、瓮、塙各十六口、
由加、缶各四口、韓竈八具、匏十六柄、食薦廿枚、柏
一百六十把、八足案四脚、檜樽八村、薪九担、輿籠三
脚、覆、敷料曝布五端二尺、懸^二燈料^一綿三屯、酒五

斗三升三合、調布二端、巳上祭
神料

(三) 平野社の社地の担い手

平野祭の場合には、祭祀が執り行われる平野社の環境整備に焦点を絞って考察したい。同祭は延暦二十年（八〇二）には執り行われているが、それ以前の状況ははっきりしない。さらに、平野社の創建にかかわるいきさつについても、六国史から明確には見出せない。しかし、貞観十四年（八七二）の太政官符⁽¹⁸⁾には、同社のいわゆる神職である預を務めた卜部宿祢平麻呂の解が引かれており、そこには旧記に基づく神社草創期の様子が示されている。その内容は次の通りである。

延暦年中立三件社⁽¹⁹⁾之日、点定四至⁽²⁰⁾奏聞既訖、而社預等不⁽²¹⁾詳⁽²²⁾事意、無⁽²³⁾領⁽²⁴⁾此地⁽²⁵⁾、

前半部は「延暦年中件の社を立つ日、四至を点定し奏聞既に訖んぬ」と読める。すなわち、延暦年間（七八二〜八〇六）に社を立てた時、その境内の四至を点定し、それを朝廷に奏聞したとしている⁽¹⁹⁾。

ここで大事なのは、点定奏聞に伴う神職の反応のある、前記引用の後半部である。そこには、「社の預等事の意詳らかならず。此の地を領すること無し」とある。つまり、神社を管理する立場にあった預等が、社地の画定について

の詳細を知らなかったとする。この後解は、承和五年（八三八）以降に社地が分割されていくさまを記す。これ以降、平野社神職は社地の置かれた状況を理解していたと見られるが、対してそれ以前の神職は、それを知らなかったか、あるいは知らなかったといわしめる事情が存在したものと推測される。

これは逆に、延暦年間の社地の確定に、朝廷が深くかかわっていた事実を浮き彫りにする。朝廷主導で社地を整備していれば、預らが、自らの把握するべき神社の社地の置かれた実情を承知していない不自然さも、十分理解できるところである。

今述べたような朝廷と神社とのかかわりから想起されるのは、平野社でまつられる神が、桓武天皇の母系の氏神であり、草創期に在位した天皇の身にとって重要であったと考えられる点である。桓武朝において、平野社でまつられる神祇の筆頭である、今木神が重んじられていた事実は、延暦元年（七八二）の、「田村後宮今木大神を従四位上に叙す」という、『続日本紀』の記事⁽²⁶⁾からもそれは分かる。後宮という、桓武天皇の身に密接にかかわりうる空間において、神祇がまつられていたからである。ここから、朝廷が実質的な関与のもとで今木神をまつる仕組みが、平城京に都があった時代から存在していた、という状況が導き出せ

る。したがって、同じ神をまつる平野社の創立にも、朝廷が実質的に関与していたと見るのが妥当であろう。

以上の諸点を小括する。春日社と違い平野社は、延暦年間に納められた神宝とみなせる品の記載が、六国史からも『儀式』からも確かめられない。また、祝詞そのものも春日祭と平野祭との共通点が著しく、仮に春日祭祝詞を引き写しただけであるならば、それこそ、平野祭祝詞の社殿・神宝の表現が「気持ち」と考えられないわけではない。しかし、今指摘した社地確定にまつわる朝廷の関与は、平野社に対して朝廷が、天皇とのかかわりあいの極めて深い神をまつるが故の、直接的な対応の表れといえないだろうか。朝廷による神祇への対応として、祝詞にあるような社殿作りと、それと対をなす神宝の奉獻が、平野祭が執り行われはじめた時期にあった可能性は高い。

まとめ

春日・平野両祭の祝詞に見られる社殿作りは、ややともすれば、朝廷による数ある神祇への対応の一種に過ぎないようにも受け止められる。しかし、先にも述べたが、基本的に神社修造は、祭祀に奉仕する立場の人々がその実質を担う。少なくとも春日祭や平野祭が成立したと見られる奈良時代末期から平安時代初期にかけて時代においては、朝

廷がかかわる形での社殿作りは、担い手である朝廷の、神社に対する格別な対応といえる。そして、本来的には単独でなされる神宝奉獻も、この場合は社殿作りに伴っており、格別な神祇への奉獻品である点が浮き彫りとなる。祝詞で置語や対句を用いて表現されることから分かるように、布や神饌なども祭祀においては重要な奉獻品だが、これらと比較すると、社殿作りと神宝奉獻が、別次元の神祇への意識の具体化であるのは確かである。

逆をいえば、次のようになる。社殿作りやそれと関連する神宝奉獻が、祭祀を執り行う前提のようにも受け止められるが、神社修造の原則論からしても、また、恒常的な社殿整備や神宝調製の仕組みを伴わない、他の恒例祭祀の段取りを勘案しても、そうではないことは明らかである。したがって、春日・平野両祭の祝詞にある社殿作り・神宝奉獻の言葉が、朝廷の神社祭祀の形を典型的に示したものとはいいたい。

社殿作りなどをつきつめて、祭祀の場の環境整備と見るのはたやすいが、朝廷にとってそれは不可欠な営為ではない。これらの意義を知るには、直ちに祭祀と関係させるのではなく、あくまで個別の奉仕として、具体的に検討する必要がある。

- (1) 加瀬「古代朝廷と神宝との関係について」『國學院大學
伝統文化リサーチセンター研究紀要』四、平成二十四年
(二〇二二)。
- (2) 『延喜式』卷八神祇八祝詞、春日祭条。なお、本稿の論
旨とは離れるが、氏の特質を論ずるために専ら春日祭祝
詞を取り上げた研究としては、義江明子氏の論考がある。
義江明子『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、昭和六十
一年(一九八六)。また、春日祭祝詞などを、実際に奉
られる幣帛と対応させ、その成立を指摘したものとして
三宅和朗『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、平成七
年(一九九五)がある。
- (3) 『延喜式』卷一神祇一四時祭上、春日祭条。
- (4) 『延喜式』卷十五内藏寮、春日祭条。
- (5) 『延喜式』卷一四時祭上、大忌祭条には、大忌祭におい
て同時にまつりがなされる御県六座・山口十四座の諸神
のための料物も記載されている。その中の槍・鋒一口に
ついては、「料の鉄は社の分を用いよ」とあり、鉄を用い
る旨の補足がある。これに注目すると、大忌・風神兩
祭で用意される鉄(広瀬社三両五斤・龍田社六両十斤)
で、戈を作った可能性が指摘できる。『延喜式』に定め
られた祭料の鉄の用途に注目検討した論考は次の通りで
ある。西宮秀紀『延喜式』に見える祭料に関する一考
察』『延喜式研究』一九、平成十四年(二〇〇二)、笹生
衛「古墳時代における祭具の再検討」『國學院大學伝統
文化リサーチセンター研究紀要』二、平成二十二年(二
〇一〇)。
- (6) 龍田風神祭祝詞には龍田社の比売神に対して、金の麻
笥・金の櫛・金の栴を奉る旨が記されている。これらは、
延喜伊勢大神宮式を見ると、伊勢大神宮の造替の際にも
神宝として納められており(『延喜式』卷四伊勢大神宮、
神宝条)、龍田社の比古神や広瀬社に対する武器と同列
に扱える。しかし、これについても、『延喜式』卷一四
時祭上、風神祭条に、「多多利一枚、麻笥一合、加世比
一枚比世物」とあり、毎年の祭料として用意されていた。
これは、春日祭における神宝と、大忌・風神兩祭におけ
る同種の品とが、違った扱いであった点を表している。
なお、元慶二年(八七八)、広瀬・龍田兩社に神宝の倉
が造立されている(『日本三代実録』元慶二年七月二十
六日条)。恒例祭祀以外の神宝奉獻は、龍田風神祭祝
詞にある創祀のいきさつからもうかがえ、二系統の神宝
がそれぞれ祭祀に関連付けられていた可能性は高い。
- (7) 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年九月己丑(十五日)条。
嘉祥三年九月十五日時点で極位を奉られている神は、一
品を奉られた豊前宇佐八幡神と、正一位を奉られた山城
賀茂御祖神・賀茂別雷神しか確認できない。
- (9) いずれも『日本文徳天皇実録』による。賀茂社が嘉祥三
年九月戊子(十四日)条、住吉社が嘉祥三年九月乙未
(二十一日)条、日前・国懸兩社が嘉祥三年十月甲子(二
十日)条。
- (10) 『儀式』卷一、春日祭條。
- (11) 『日本三代実録』貞観七年四月十七日条。
- (12) 『朝野群載』卷十六仏事上、石清水八幡宮護国寺略縁起。
奈良時代から平安時代中期までの神社修造に関する朝廷
- (13)

の姿勢については、加瀬「奈良時代前後の神社修造の実情について」『國學院雜誌』一一三—一一、平成二十四年（二〇一三）、「十・十一世紀前半の七道諸国における神社修造の実態」『神道宗教』一九九・二〇〇、平成十七年（二〇〇五）。

(14) 春日祭祝詞は、大原野祭や枚岡祭にも倣う旨が規定されている（『延喜式』卷八祝詞、春日祭条）。他方、六国史などからは、平安前期までの間における山城大原野社・河内枚岡社における社殿修造の事実の確認はできない。しかしながら、ともに藤原氏の氏神の社であったり、内蔵寮からの幣帛を奉られたり、春日社と神社やその祭祀の性格が共通する点を踏まえると、大原野・平岡両祭の開始の時点で、朝廷がそれぞれ社殿を作り、祭祀に臨んだ可能性が高く、また、神宝も春日社と同じく、社殿作りと同様の格別の意識のもと奉献された品であると考えられる。

(15) 春日社における琴の存在と、それが神護景雲二年に作られたとする根拠は、『日本三代実録』元慶八年八月二十六日条。琴は伊勢大神宮では神宝に数えられる性格の品でもあるが（『延喜式』卷四伊勢大神宮、神宝条、岡田莊司氏はこれを祭祀に用いる楽器であるものと指摘し、春日祭の始まりをこの時と論ずる。岡田莊司『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、平成六年（一九九四）。春日祭の開始時期については、延暦二十年（八〇一）の太政官符（『類聚三代格』卷一科祓事、延暦二十年五月十四日太政官符）があり、それ以前から朝廷関与のもとで執り行われていたのは明らかだろう。また、春日社の

社殿成立の契機について、神護景雲二年説を期とする論考として、宮地直一「春日神社の成立」『神道論攷』一、古今書院、昭和十七年（一九四二）、西田長男「春日大社の創立」大場磐雄編『神道考古学講座』六、雄山閣出版、昭和四十八年（一九七三）、岡田前掲書。

(16) 『延喜式』卷一四時祭上、平野祭条。

(17) 『類聚三代格』卷一科祓事、延暦二十年五月十四日太政官符。

(18) 『類聚三代格』卷一神社事、貞観十四年十二月十五日太政官符。

(19) 平野社の社地確定の下限は「平野祭」と明記された太政官符（『類聚三代格』卷一科祓事、延暦二十年五月十四日太政官符）の存在から、延暦二十年（八〇一）の間である。平安遷都からこの時点までの創建時期とする説として、岡田前掲（15）。

(20) 『続日本紀』延暦元年十一月丁酉（十九日）条。なお、平野祭でまつられる久度神に対しても、延暦二年（七八三）に官社になっており（『続日本紀』延暦二年十二月丁巳（十五日）条）、朝廷の関心が払われていたと評価できる。

（國學院大學神道文化学部准教授）